

第25節 土砂災害警戒避難体制整備計画

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)(以下、「土砂災害防止法」という。)に基づき指定された急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域(土砂災害警戒区域、特別警戒区域)における危険の周知、警戒避難体制の整備に努めるものとする。

また、県知事による土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、地域防災計画において、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるとともに、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講じる。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

町は、県・気象台等から気象・雨量情報、土砂災害警戒情報等を収集するとともに、住民、警察、消防団等から前兆現象や災害発生等の情報を収集し、これらの情報に基づき、住民へ土砂災害発生の危険性や避難指示、避難所の開設状況等を伝達するものとする。

- ① 避難指示等の判断のため、住民からの前兆現象(湧水、亀裂、竹木等の傾倒、人家の損壊状況等)や近隣の災害発生情報等を収集する。
- ② 情報は、危険性を段階的に伝達し、避難行動要支援者が避難の準備などに時間的余裕をもって行えるようにするものとする。
- ③ 福祉対策部は、要配慮者関連施設に対して、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、施設管理者に土砂災害に関する情報を伝達するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援体制を確立するものとする。

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

第3章第9節避難計画(P.56)によるものとする。

(3) 基本法第48条第1項の防災訓練として土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

第2章第6節防災知識普及計画及び訓練計画(P.15)によるものとする。

(4) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる者がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

第6章第9節災害時要配慮者利用施設(P.190)一覧によるものとする。

(5) 救助に関する事項

第3章第10節救助、救出計画(P.76)によるものとする。

(6) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

警戒態勢は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域において、災害の発生する恐れのある異常な気象現象等により、町長が必要と認めた場合、警戒態勢をとるものとする。

- ① 土砂災害警戒区域・特別警戒区域に対する警戒及び巡視
- ② 雨量情報、土砂災害警戒情報、避難所開設状況等を住民に提供

- ③ 必要により、災害情報、自主避難を注意喚起、避難指示等の伝達

第26節 海上災害対策計画

船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し、又は発生する恐れのある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとする。

1 各関係機関の措置

海上災害が発生した場合、熊本海上保安部、県、警察、芦北町及び消防機関は、連携して応急対策を実施するとともに、その他の関係団体の協力を求めるものとする。

(1) 八代海上保安署の措置

① 予防対策

- ア) 防災協力体制に関すること
- イ) 海上災害の予防計画に関すること
- ウ) 防災施設、防災資機材等の把握及び整備に関すること
- エ) 海難防止の指導、啓発に関すること
- オ) 防災関係資料の収集に関すること
- カ) 海上防災の研修及び訓練指導等に関すること

② 応急対策

ア) 非常体制の確立

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、海上保安庁長官、管区海上保安本部長が発令する非常配備及び災害対策本部の設置に必要な対策の検討、情報の収集を行うとともに、所要の措置を講じ、併せて芦北町災害対策本部の設置を推進する。

イ) 自衛隊の派遣要請

海上災害に伴う救助活動のため、管区海上保安本部長が行う自衛隊の派遣要請に必要な事項の調査等を行う。

ウ) 通信の確保

通信施設の保全に努めるとともに、部内及び防災関係機関との通信連絡の確保に当たる。

エ) 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪に関する警報及び航路障害物、航路標識の異常等による航行船舶の安全あるいは油、放射性物質等危険物の流出による船舶、水産資源、海陸諸施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、安全通信、航行警報、水路通報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇による巡回その他有効な方法により、船舶及び関係者へ伝達通知する。

オ) 災害状況の把握及び情報の収集等

航空機又は巡視艇を災害地に派遣し、災害状況を把握するとともに情報を収集し、その結果を分析評

価して報告又は通報する。

カ)救助活動

(ア) 避難の誘導及び勧告

避難命令等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導を行い、海上輸送及び船舶に危険が生ずる恐れがある場合は、適当な場所への避難指導及び勧告をする。

(イ) 遭難船等の救助

遭難船等が発生した場合は捜索及び救助に当たるものとする。

(ウ) 水防活動

岸壁、護岸、堤防等の決壊に対する応急復旧材の海上輸送

(エ) 消防活動

船舶等の火災の消火

(オ) 人員及び救援物資の緊急輸送

救助活動に必要な人員、資機材及び救援物資等の緊急輸送

(カ) 物資の無償貸付及び譲与

要請により、又は必要と認める場合は、規定に基づく海上災害救助用物品の被災者への無償貸付又は譲与

キ)海上交通安全の確保

(ア) 漂流物、沈没物その他航路障害物の応急措置及び除去についての命令又は勧告

(イ) 水路の損壊、水深に異常を生じた場合の応急調査及び警戒

(ウ) 船舶交通の安全を確保するため、交通の制限及び禁止と必要に応じた応急標識の設置

ク)危険物の保安措置

危険物の保安は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、必要に応じ次の措置を講じる。

(ア) 海面に油、放射性物質等が流出した場合の付近の警戒、拡散、火災発生防止等の措置

(イ) 状況に応じ船舶交通の制限、禁止、進行の停止及び経路変更等の指導

(ウ) 危険物積載船舶について、荷役の制限又は禁止及び移動若しくは航行の制限、禁止の措置

ケ) 治安の維持

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し、付近の警戒を強化するとともに各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令に基づく取締りを強化する。

コ) 広報

民心の安定に重点を置き、災害、治安、救助、復旧の状況及び応急処置方法等について必要があれば、防災関係機関と連絡調整のうえ、報道機関等を通じて広報を行う。

③ 基本法に基づく応急業務

ア) 異常現象発見者からの通報の受理及び処理(第54条)

イ) 災害を拡大させる恐れのある設備、又は物件に必要な措置の指示(第59条)

ウ) 居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退きの指示(第61条)

- エ)警戒区域の設定及び当該区域への立入制限若しくは禁止又は退去の措置(第63条)
- オ)応急措置を実施するための工作物又は物件の使用、収用、除去、保管に関する業務(第64条)
- カ)応急措置業務への従事命令(第65条)
- キ)応急措置の実施及び防災関係機関に対する応急措置実施要請又は指示(第77条)
- ク)応急措置の実施に必要な物資の保管、収容及び立入検査並びに報告の徴収(第78条)

(2)熊本県の措置

- ① 情報の伝達及び応急対策の指示
関係沿岸市町村に対し、必要な海上災害情報を伝達し、応急対策を指示する。
- ② 自衛隊の派遣要請
人命救助、被害の拡大防止等、応急措置のための自衛隊の派遣要請を行う。
- ③ その他関係機関に対する協力要請

(3)警察の措置

- ① 海上における警戒、警備(海上保安庁と連携)
 - ア)警備艇、ヘリコプター等による遭難者等の捜索救助、遺体収容、検視及び状況の収集伝達
 - イ)陸上交通途絶の場合における人員、物資等の輸送と通信連絡の確保
- ② 沿岸における警戒警備
 - ア)災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握
 - イ)住民の避難勧告及び誘導
 - ウ)被害者の救出及び負傷者等の救護
 - エ)犯罪の予防及び検挙
 - オ)危険箇所の警戒
 - カ)死体の見分、検視及び行方不明者の調査
 - キ)広報活動
 - ク)通信の確保
 - ケ)関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

(4)芦北町の措置

- ① 人命の救出、救護
- ② 初期消火及び延焼防止
- ③ 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒
 - ア)被害の及ぶ恐れのある沿岸住民に対する災害状況の周知
 - イ)火気使用の制限又は禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒
- ④ 沿岸住民に対する避難の勧告及び指示
- ⑤ 沿岸地先海面の警戒
 - ア)流出油、火災及び漂着等被害が沿岸に及ぶ恐れのある地先、海面への巡回監視

(5) 関係諸団体の協力措置

油処理剤及び油拡散防止資機材等を保有する関係団体等は、海上保安部、県、町等の関係機関から協力を求められた場合は、必要な応急措置の実施に協力するよう努めるものとする。

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国(国土交通省、農林水産省)に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

第27節 水防計画

1 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)第4条の規定に基づき、熊本県知事から指定された指定水防管理団体たる芦北町が、同法第33条第1項の規定に基づき、芦北町における水防事務を円滑に推進するための必要な事項を定め、河川又は海岸等の洪水、高潮又は津波による水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって、公共の安全を保持することを目的とする。

2 水防責任

水防責任は、水防法の趣旨に基づき、次のように定める。

(1) 芦北町の水防責任

芦北町は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。(水防法第3条)

- ① 平常時における河川等の巡視(法第9条)
- ② 水位の通報及び公表(法第12条第1項)
- ③ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)
- ④ 消防機関の出動準備又は出動(法第17条)
- ⑤ 警戒区域の設定(法第21条)
- ⑥ 警察官の援助の要求(法第22条)
- ⑦ 他の水防管理者又は近隣市町村長若しくは消防長への応援要請(法第23条)
- ⑧ 公用負担(法第28条)又は避難のための立ち退きの指示(法第29条)
- ⑨ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の3)

(2) 居住者等の水防義務

居住者等は、水防管理者(町長)又は消防機関の長から要請があった場合は、直ちに協力し、水防に従事しなければならない。(水防法第24条)

(3) 水防本部の設置

水防管理者は、水防法第16条の規定による水防警報を受け、また、水防活動の必要があると認めるときからその危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

3 水防体制の確立

洪水、高潮又は津波による災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、水防本部長は、水防活動の推進をはかるために、第3章第2節 動員計画に準ずる配備体制をとる。

4 洪水危険箇所の周知

洪水、高潮又は津波による災害が発生した場合において、円滑な水防活動、避難行動が取れるよう防災マップ(ハザードマップ)を活用するよう周知を図るものとする。

5 水防機関の活動

各水防機関は、気象情報等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した態勢をとるとともに、おむね次の水防活動を行うものとする。

(1)洪水予報

① 球磨川洪水予報

国土交通省または県知事が、気象庁と共同して、洪水が生じるおそれを広く周知するために発表するものである。

発表の種類と基準は、以下のとおりである。

ア)指定河川(球磨川)洪水予報の発表基準

種 類	発表の基準
氾濫注意情報(洪水注意報) (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報(洪水警報) (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報(洪水警報) (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、又は、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき。
氾濫発生情報(洪水警報) (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき

イ)観測所別水位基準

(単位:m)

観測所	所在地	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判 断水位	氾濫 危険水位	摘 要
大野	球磨村部	6.50	8.00	10.90	12.20	

※計画高水位14.81m

ウ)根拠法

種 別	根拠とする法律条文
水防活動警報	気象業務法第14条の2
洪水予報及び水防警報	水防法第10条、同法第16条

エ)国土交通大臣が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	区 域
球磨川	大野	右岸(芦北町区域)

① 知事が発表する水防警報

水防警報の通知を受けた水防管理者(町長)は、関係住民に連絡するとともに、水防団を待機させ、または

必要に応じて出動その他の措置をとらせるものとする。

ア) 水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量とその他河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状況を示し、その対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達する恐れがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

イ)知事が水防警報を行う河川及びその区域

河川名	観測局名	区 域
佐敷川	県佐敷	左岸:宮の浦川合流点から乙千屋川合流点まで
		右岸:宮の浦川合流点から乙千屋川合流点まで
田浦川	田浦川	左岸:大字田浦字鶴田の田平橋上流端から海まで
		右岸:大字田浦字田平の田平橋上流端から海まで
小田浦川	小田浦川	左岸:大字小田浦字野添の無名橋上流端から海まで
		右岸:大字小田浦字山口の無名橋上流端から海まで
湯の浦川	湯の浦川	左岸:大字大川内字村前の元大川内橋上流端から海まで
		右岸:大字大川内字大丸の元大川内橋上流端から海まで

ウ)水防警報対象水標の設定水位

(単位:m)

河川名	観測所名	地 先 名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判 断水位	氾濫 危険水位
佐敷川	県佐敷	芦北町大字花岡東	1.47	2.26	3.51	3.92
田浦川	田浦川	芦北町大字田浦大丸 849	0.87	1.56	2.24	2.70
小田浦川	小田浦	芦北町大字小田浦 1641-1	1.34	1.50	1.50	1.78
湯の浦川	湯の浦	芦北町大字女島(平生)	3.04	3.20	3.38	4.00
球磨川	大野	球磨村薮	6.50	8.00	10.90	12.20

(2)水防配備体制及び活動内容

第3章第2節動員計画(P.33)に準じる。

(3)水防団(消防団をもってあてる)の体制及び活動

水防警報が発表されたとき、水防管理者は次のとおり水防団(消防団)を出動させるものとする。

① 出動

水防管理者は次の場合、直ちに水防団(消防団)に対し、警戒配備へ配置を指示する。

ア)水防警報が発表されたとき

イ)知事からの出動の指示があったとき

ウ)河川の水位が警戒水位に達したとき

エ)その他必要と認めるとき

② 活動

水災の発生が予想されるとき、または発生したときは、次のとおり水防活動を実施する。

ア)水防(消防)隊の編成

水防(消防)隊の警戒配備の指示の発令を受けたときは、消防団は自動的に切り替え、水防警戒態勢を強化するものとする。

イ)監視・警戒の実施

警戒配備体制の実施と同時に河川、堤防等について、常時監視、警戒を実施する。また、資材準備を行う。

ウ)水防作業の実施

水防管理者の要請があったとき、または監視警戒の状況報告その他により以下のような状況が認められたときは、必要部隊を運用し水防作業に当たる。

- ・ 天端の亀裂または沈下
- ・ 堤防の溢水状況
- ・ 橋梁とその他構造物と堤防との取付部分の異常

エ)警戒区域の設定

水防管理者または消防団長は、水防作業のため必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の立ち入り禁止、立ち入り制限、区域外へ退去を命ずる。

オ)決壊時の措置

堤防の破堤またはこれに準ずる事態が発生したときは、災害対策本部長に対し、その旨を報告する。

カ)協力応援

堤防の破堤またはこれに準ずる事態が生じたときは、災害対策本部長を通じて、警察署に出動要請をすることができる。

また、水害発生時またはそのおそれがあるときには、近隣水防管理団体と相互に応援し、または水防資材等の調達について協力し、水害の防止・抑制に努めるものとする。

キ)水防活動体制の解除

水位が警戒水位以下になり、水防警戒の必要がなくなったときは災害対策本部長に報告する。

③ 安全配慮

洪水、高潮又は津波のいずれにおいても、水防団(消防団)自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。また、避難誘導や水防作業等の際も、次のような点に配慮して安全を確保するものとする。

- ・ 危険を伴う作業時には、常にライフジャケットを着用すること。
- ・ 作業時の安否確認のため、通信機器を携帯すること。
- ・ 作業時には、最新の気象情報が入手可能なようにラジオ等を携帯すること。

第28節 原子力災害対策計画

1 計画の背景

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。

このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては飛散した微細な放射性物質で構成される雲のような塊(以下、「ブルーム」という。)の通過により、本町へ影響を及ぼす可能性がある。

これらの状況を踏まえ、本町においても、原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等に基づき、原子力災害対策計画を策定する。

2 計画の目的

この計画は、九州内に所在する2原子力発電所(※)から、放射性物質の異常な放出が起こった場合又はそのおそれがある場合等(以下「原子力発電所事故等」という。)を想定して、本町における必要な対策について

定める。

※ 玄海原子力発電所(佐賀県玄海町)川内原子力発電所(鹿児島県薩摩川内市)

3 対策本部等の体制

別表1に従って、警戒体制をとるものとする。この場合において、関係する条例及び訓令に定めるもののほか、芦北町地域防災計画を準用する。

なお、町及び関係機関の業務は、芦北町地域防災計画における事務又は業務に加え、原子力防災に関して、特に別表2に規定する事務・業務とする。

(別表1)

体制区分	設置基準	体制の内容
警戒体制	①県又は発電事業者から事故等の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②プルームの通過がJ-ALERT等で通知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	第3章第2節動員計画による

(別表2)

機関名	事務又は業務
芦北町	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 3 原子力防災に関する訓練の実施 4 屋内退避等に関する広報・指示 5 避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等 6 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力 7 住民への原子力災害に関する情報伝達 8 所在県からの避難の受入れに関する協力
熊本県	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 3 原子力防災に関する訓練の実施及び市町村が行う訓練への助言 4 環境放射線モニタリング体制の整備 5 食品検査体制の整備 6 健康相談及び医療体制の整備 7 原子力災害に関する情報の収集及び関係機関への通報 8 国の指示等による屋内退避等の実施に関する市町村への情報伝達及び関係機関間の調整 9 県内において放射性物質による被害が生じた場合の対応の調整
放送報道関係機関	原子力災害に関する住民等への緊急を要する情報伝達等
九州電力株式会社	原子力災害に関する状況把握及び情報提供

4 情報の収集・連絡体制の整備

県及び町は、原子力発電所事故等において、屋内退避に係る情報収集・伝達が円滑に実施できるよう体制を整備する。

なお、国の原子力災害対策指針の改定等により避難等の必要性が示された場合、県及び市町村は、関係機関と連携して避難体制の構築を図る。

また、町は、避難行動要支援者の避難誘導・移送体制の充実に努める。

(1) 情報収集・連絡体制の整備

原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、県及び発電事業者である九州電力株式会社との情報収集・連絡体制を整備する。

(2) 住民等への情報伝達体制の整備

原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

また、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール、J-ALERT、芦北町公式アプリ等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

5 住民等への知識の普及、啓発

本町は、県と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努める。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 原子力災害とその特性に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ④ 原子力防災に関する緊急情報及び避難指示等の伝達方法に関すること。
- ⑤ 屋内退避及び避難等に関すること。
- ⑥ 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。
- ⑦ 被災した住民等に対する人権侵害の防止に関すること。
- ⑧ その他原子力防災に関すること。

第29節 災害ボランティア計画

大規模又は甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる活動が大きな力として期待されている。

県及び町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等が支え合う仕組みづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、熊本県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)並びに特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク(KVOAD)及び特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)(以下これらを「NPO等のボランティア団体ネットワーク」という。)は、平時から連携し、日本赤十字社熊本県支部及び熊本県共同募金会との情報共有に努めながら、以下の取組を積極的に推進する。

1 地域福祉の推進

災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握及び、災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平時から、町社会福祉協議会(以下「町社協」という。)、住民、地域、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人及び企業等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力のあり方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。

また、町や町社協は、行政区長会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

2 関係機関との協働体制の構築

町や町社協等は、行政区長、消防団、自主防災組織、民生委員児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等をとおして各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

さらに、広域災害も視野に入れ、他市町村社協との連携が円滑になされるよう、平時から市町村社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

3 ボランティアの養成、登録、体制整備

町社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

(1) 養成と登録

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

また、県社協及び町社協は、県や町の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

町社協は、県や町と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるた

め、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくりに努める。

町社協は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。

(2)体制整備

町社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から災害時に設置する災害ボランティアセンターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。また、現地支援センターの設置が必要な場合は、田浦支所及び支所駐車場へ設置するものとするが、設置し難い場合は、町及び町社協で協議し、その設置場所を確保するものとする。

4 ボランティアの受入体制の整備

県や町、県社協や町社協、NPO等のボランティア団体ネットワークは、平時から住民に対して、災害発生時における被災地センターやNPO等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図るものとする。

第30節 地震・津波災害対策計画

1 目的

この計画は、芦北町の町民生活の各分野にわたり、重大な影響を及ぼすおそれのある地震・津波災害に対処するため、基本法第42条の規定に基づき、本町における防災に関し、県、隣接市町及び各防災関係機関を通じて、必要な体制を確立するとともに、地震・津波災害対策を総合的、かつ、計画的に推進することにより、町民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び基本方針

(1)計画の性格

- ① この計画は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災及び平成23年3月に発生した東日本大震災、さらに同一地域において、震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生した布田川・日奈久断層帯の活動による平成28年熊本地震などの大規模災害を踏まえ、本町における地震及び津波災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものであり、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を包含するものである。
- ② 策定及び運営に当たっては、国の「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」並びに「熊本県地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進計画」と密接な連携を図っていくものとする。さらに、水防法(昭和24年法律第193号)に基づく水防計画とも十分な調整を図るものとする。
- ③ この計画は、地震・津波災害に関して防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで、基本的な大綱を示すものである。

(2)計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な地震・津波災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- ① 自主防災体制の確立
- ② 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- ③ 男女共同参画の視点からの防災体制の確立
- ④ 地震・津波災害対策事業の推進
- ⑤ 関係法令の遵守

3 防災関係機関の責務

町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、他の防災関係機関及び地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、この責務を十分に果たすために必要がある時は、他の地方公共団体と相互に協力するように努めるとともに、消防機関等の組織の整備、町内の公共的団体等の防災に関する組織等の充実を図り、町の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

4 社会的条件とその変化

地震・津波災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するものと、人口の集中度や建築物の状況等の社会的条件に起因するものだが、同時複合的に発生することが特徴である。

(1)生活様式の変化

近年の生活様式の変化によって、電気、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設は、町民生活に欠かせないものとなっており、今後も益々その依存度、重要性が高くなると考えられる。これらの施設の被害は、その復旧に時間を要し、町民生活に大きな支障をもたらす、2次災害の危険性もある。

(2)交通機関の発達

自動車の増加によって、市街地においては朝夕の交通渋滞が慢性化しており、特に災害発生時の交通混乱によって消火・救助活動の妨げとなり、被害が拡大することが予想される。

また、道路、鉄道、港湾施設等の被害による交通機能のマヒは、物流に重大な影響を及ぼし、町民生活に大きな支障をもたらすことも予想される。

(3)防災意識の低下及び組織の弱体化

近年の核家族化の進展により地域のコミュニティ活動は停滞し、町民の防災に対する意識も低下傾向にあり、本町の自主防災組織率も、県内で低い状態にある。

さらに、消防団については、サラリーマン団員の増加並びに人口減少による団員の確保、高齢化の問題が起きている。

このような社会的災害要因によって、地震・津波による被害が拡大されるだけでなく、被害も多様化し同時に複合的に発生するものと考えられるが、現状ではこれらの災害要因への対応・対策は決して十分でないため、住民・企業への防災意識の普及啓発に努めることが必要である。

5 被害想定

(1)地震及び津波の被害想定

平成23年3月に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大な地震と津波により、広域かつ大規模な被害が発生するという未曾有の災害をもたらした。これを踏まえて県では、近年の新しい科学的知見等を用い、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行い、町や各関係機関が迅速かつ確に対応できる防災体制づくりの基礎資料とする目的で、

被害の推計を行ったところであり、ここでは(2)に掲げる条件の下で被害の概略値を求めたものである。

(2)地震・津波被害想定調査の前提条件

県の調査で実施する地震動解析、津波解析、被害想定の内容や特徴は、以下のとおりである。

① 地震動解析

国が設定している各地震の断層諸元と、既存のボーリングデータや広域の地質図等から作成した地盤構造モデルを用いて、地震動解析を行った。

② 津波解析

国が設定している各地震の断層諸元と、海域及び陸域の地形モデルを用いて解析を行った。

③ 被害想定

下表に示す項目について、対象地震ごとに被害想定を実施した。

項 目		調査対象区分	
		地震	津波
1. 建物被害	1.1. 液状化	●	
	1.2. 揺れ	●	
	1.3. 急傾斜地崩壊	●	
	1.4. 津波		○
	1.5. 地震火災	●	
2. 人的被害	2.1. 揺れ	●	
	2.2. 急傾斜地崩壊	●	
	2.3. 津波		○
	2.4. 地震火災	●	
3. ライフライン被害	3.1. 水道	●	○
	3.2. 下水道	●	○
	3.3. 電力施設	●	○
	3.4. 電話・通信施設	●	○
	3.5. ガス(都市ガス)	●	○
	3.6. ガス(LPガス)	●	
	3.7. 家庭ごみ・粗大ごみ発生量	●	
4. 交通・輸送施設被害	4.1. 道路(高速道路、一般道路)	●	○
	4.2. 鉄道	●	○
	4.3. 空港(※定住的評価)	●	
	4.4. 漁港・港湾	●	
5. 生活支援等	5.1. 避難生活者	●	○
	5.2. 帰宅困難者	●	
6. 災害廃棄物	6.1. 災害廃棄物(瓦礫)の発生	●	○
7. その他の被害	7.1. 避難行動要支援者の被災	●	○
	7.2. 危険物・コンビナート施設被害	●	○
	7.3. 避難施設被害	●	○

④ 想定シーン

建物及び人的被害のうち地震火災は時間帯等の影響を受けることから、以下のシーンを設定した。

ア)発生の季節:冬季

イ)発生時刻 :夜(午前5時):多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害の危険性が高い。

夕方(午後6時):火気使用が最も高い時間帯。

ウ)風速設定 :火災は通常時として冬の「日平均の風速値」である3m/秒を、強風時として冬の「月最

大風速の平均値]である11m/秒の2パターンを設定(※)。

(※)風速データ:熊本地方気象台の観測記録(平成21~23年)を採用

⑤ 県内の主要活断層帯

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震が発生 する確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2程度以上	Xランク ※1	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	Xランク ※1	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0程度	Zランク ※2	
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3程度	S*ランク ※2	
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5程度	S*ランク ※2	
日奈久断層帯 (高野-白旗区間)	6.8程度	Xランク ※1	不明
緑川断層帯			
出水断層帯			
人吉盆地南縁断層		A*ランク ※2	
万年山一崩平山断層帯	7.3程度	Zランク ※2	

※1 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

※2 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(※3)が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

※3 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

[出典:主要活断層の長期評価結果一覧(2025年1月1日での算定)【都道府県別】(地震調査研究推進本部地震調査委員会)]

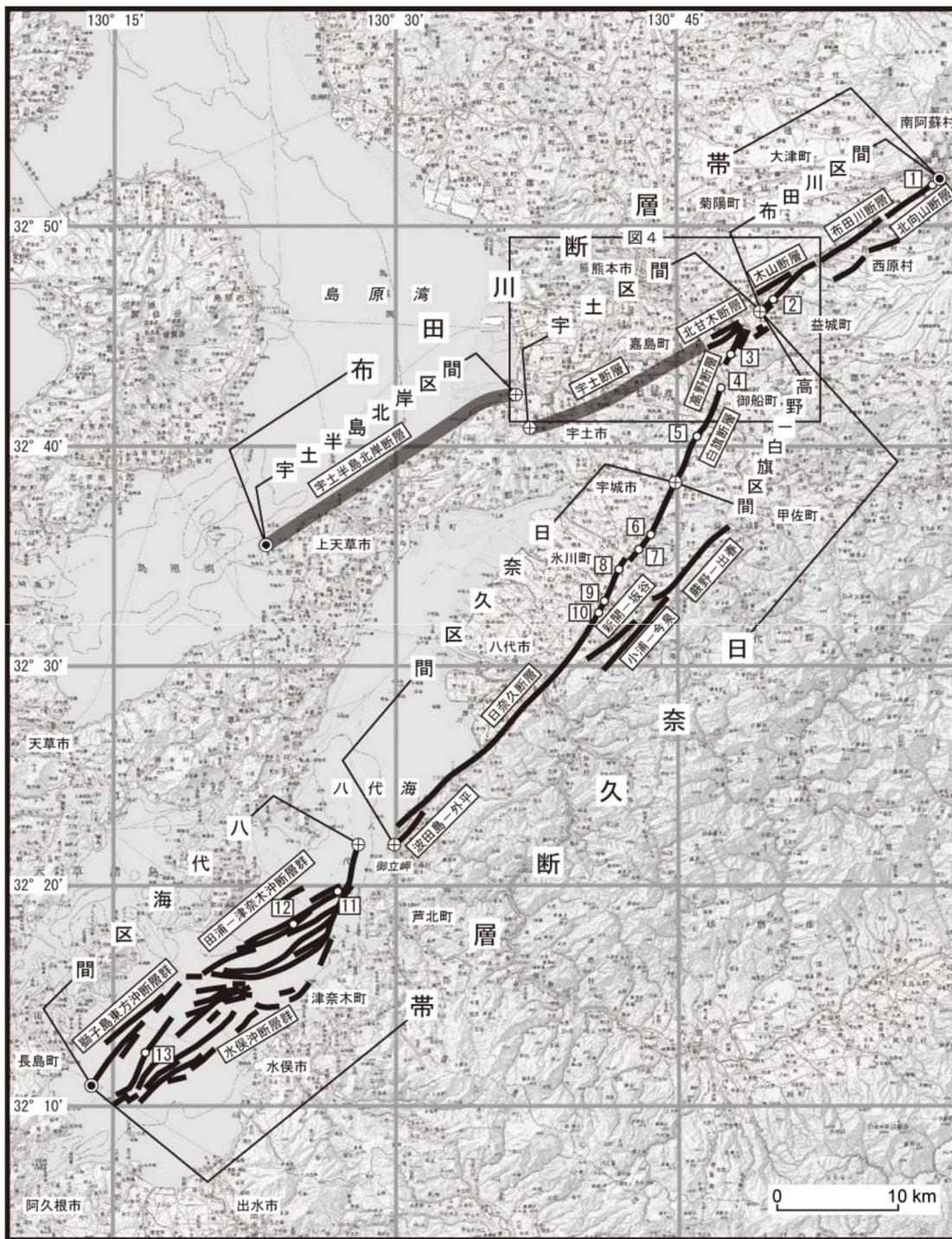
⑥ 本町における最大地震規模・津波高の想定

本町へ津波の影響が想定される地震は、「布田川・日奈久断層帯」、「雲仙断層群」、「南海トラフ」等で、最

大想定震度は7と想定されている。

また、これらの地震が発生した場合に想定される最大津波高※はいずれも2.8m(TP)で、津波波高※は1.0mとなっている。

※津波高:基準面から波の最頂部までの高さ 津波波高:海岸ごとの朔望平均満潮位から波の最頂部までの高さ



布田川断層帯・日奈久断層帯の活断層位置と調査地点

- 1:白川左岸地点 2:田中地点 3:高木地点 4:白旗地点 5:鰐瀬地点 6:南小野地点 7:南部田地点 8:高塚B地点
 9:腹巻田地点 10:柁地点 11:八代海白神岩地点 12:八代海津奈木沖地点
 13:八代海西南部海底地点

●:断層帯の北東端と南西端 ○:活動区間の境界

活断層の位置は活断層研究会編(1991)、熊本県(1998b)、池田ほか(2001)、中田ほか(2001)、産業技術総合研究所・地域地盤環境研究所・東海大学(2011)及び地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会活断層分科会による重力異常・地質構造の検討結果に基づく。基図は国土地理院発行数値地図200000(地図画像)「熊本」「八代」を使用。網掛線は、重力異常、ボーリングや音波探査により位置が特定された活断層

(3)被害想定結果

この調査により想定された熊本県内の被害は、次のとおりである。

項目 (注1)		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型 (注5)	別府・万年山断層帯 (注5)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値		
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模 タイプ 県内の最大想定震度	マグニチュード7.9 活断層 震度7	マグニチュード7.3 活断層 震度6強	マグニチュード7.1 活断層 震度7	マグニチュード7.0 活断層 震度6強	マグニチュード7.1 活断層 震度6弱	マグニチュード9.0 プレート型 震度6弱	
	津波	津波高(TP.m) 津波波高(m)	3.4 TP.m 1.2 m	対象外(注2) 対象外(注2)	対象外(注2) 対象外(注2)	対象外(注2) 対象外(注2)	3.5 TP.m 1.4 m	3.8 TP.m 2.0 m	
	建物被害(一般建物)	全壊棟数	計	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟
			液状化	3,600 棟	230 棟	780 棟	480 棟	1,100 棟	3,300 棟
揺れ			11,700 棟	160 棟	4,300 棟	50 棟	10 棟	20 棟	
急傾斜地崩壊			250 棟	10 棟	20 棟	10 棟	- 棟	30 棟	
津波			12,400 棟	対象外(注2) 棟	対象外(注2) 棟	対象外(注2) 棟	10,300 棟	15,500 棟	
半壊棟数	計	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟		
	液状化	5,300 棟	350 棟	1,200 棟	720 棟	1,700 棟	5,000 棟		
	揺れ	37,500 棟	1,000 棟	10,200 棟	430 棟	470 棟	3,200 棟		
	急傾斜地崩壊	540 棟	30 棟	30 棟	10 棟	- 棟	70 棟		
	津波	39,000 棟	対象外(注2) 棟	対象外(注2) 棟	対象外(注2) 棟	38,700 棟	47,600 棟		
建物被害(避難施設)	全壊棟数	20 棟	- 棟	- 棟	- 棟	10 棟	20 棟		
	半壊棟数	100 棟	- 棟	10 棟	- 棟	70 棟	100 棟		
物的被害	交通・輸送施設	道路	大被害(落橋・倒壊)	50 橋	10 橋	40 橋	- 橋	- 橋	
		中小被害(亀裂・損傷)	110 橋	10 橋	70 橋	- 橋	- 橋	- 橋	
		浸水道路延長	1,000 km	0 km	0 km	0 km	930 km	1,100 km	
	鉄道	大被害(落橋・倒壊)	10 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋	
		中小被害(亀裂・損傷)	40 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋	
	漁港・港湾	浸水鉄道延長	20 km	0 km	0 km	0 km	20 km	30 km	
		(漁港)被害岸壁数	540 岸壁	- 岸壁	- 岸壁	40 岸壁	40 岸壁	未算出(注3) 岸壁	
	ライフライン	上水道	断水人口(発災直後)	789,800 人	16,000 人	50,400 人	9,700 人	16,400 人	未算出(注3) 人
			浸水施設数	30 施設	0 施設	0 施設	0 施設	20 施設	30 施設
		下水道	支障人口	28,200 人	550 人	3,100 人	250 人	2,100 人	15,200 人
浸水施設数			20 施設	0 施設	0 施設	0 施設	20 施設	20 施設	
電力		停電軒数	61,500 軒	810 軒	7,700 軒	790 軒	23,700 軒	37,600 軒	
		浸水施設数	- 施設	0 施設	0 施設	0 施設	- 施設	- 施設	
電話・通信		不通回線数	1,100 本	20 本	300 本	20 本	430 本	700 本	
		浸水施設数	20 施設	0 施設	0 施設	0 施設	10 施設	20 施設	
都市ガス		供給停止戸数	25,100 戸	- 戸	- 戸	- 戸	- 戸	- 戸	
		浸水施設数	- 施設	0 施設	0 施設	0 施設	- 施設	- 施設	
LPガス	供給停止戸数	1,800 戸	40 戸	200 戸	- 戸	10 戸	40 戸		
災害廃棄物の発生量		5,502,100 t	82,200 t	620,300 t	74,900 t	2,562,200 t	3,755,300 t		
危険物・コンビナート施設	被災施設数	- 施設	- 施設	- 施設	- 施設	- 施設	- 施設		
	浸水施設数	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設		
人的被害	死者数	計	960 人	10 人	300 人	- 人	110 人	120 人	
		揺れ	730 人	10 人	280 人	- 人	- 人	- 人	
		急傾斜地崩壊	20 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	
		津波	140 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	110 人	120 人	
		地震火災	70 人	- 人	20 人	- 人	- 人	- 人	
	重傷者数	計	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人	
		揺れ	3,200 人	60 人	740 人	10 人	- 人	- 人	
		急傾斜地崩壊	20 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	
		津波	1,500 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	1,300 人	1,800 人	
		地震火災	10 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	
	負傷者数	計	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人	
		揺れ	19,200 人	380 人	2,900 人	70 人	240 人	1,300 人	
		急傾斜地崩壊	30 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	
		津波	3,500 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	対象外(注2) 人	3,200 人	4,400 人	
地震火災		20 人	- 人	10 人	- 人	- 人	- 人		
災害時要援護者の死者数(注4)		420 人	10 人	140 人	- 人	50 人	50 人		
	避難者数	避難生活者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,000 人	17,300 人	
帰宅困難者数	疎開者数	84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人	9,300 人		
		90,700 人	24,400 人	9,800 人	1,200 人	5,900 人	90,300 人		

(注1) ここでは、冬の夜(午前5時)、風速11m/秒の際の被害を記載。

(注2) 別府・万年山断層帯、人吉盆地南縁断層、出水断層帯では、津波による被害は想定対象としていない。

(注3) 被害想定に必要な条件が中央防災会議より公表されなかったため算定していない。

(注4) 災害時要援護者の死者数は全体の内数である。

(注5) 布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型と、別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースの被害数を記載している。

(注6) 地震・津波被害想定は、想定した地震や津波が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものである。

6 津波対策

(1)津波に強いまちづくり

①津波に強いまちの形成

○津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

○県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、海岸保全施設の海側(堤外地)も含めて津波浸水想定を設定する。

○県及び町は、当該津波浸水想定を踏まえ、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

○県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難津波発生時の警戒避難体制の整備に努めるものとする。そのうち津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、町や住民等の意見を踏まえ津波災害特別警戒区域の指定を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

○町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を策定し、海岸保全施設、避難施設等の配置、土地利用、警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すよう努める。

○町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

○町は、地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。また、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

○町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の策定又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。

○国(国土交通省)、県及び町は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

②避難関連施設の整備

○町は、指定緊急避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

○町は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による

津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位(基準水位)以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

- 県及び町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るものとする。また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

7 防災知識普及計画

(1) 計画の方針

地震・津波による災害を最小限に食い止めるためには、町、県等の防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人ひとりが日頃から地震・津波災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため、町、県等の防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針(平成18年4月21日中央防災会議決定)」を踏まえ、自らの職員及び住民に対し、地震・津波災害に関する正しい知識や災害予防及び災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は災害予防及び災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して行うものとする。

また、県、町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震・津波災害と防災に関する町民の理解向上に努めるものとする。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者・障がい者・外国人・乳幼児・妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

(2) 住民に対する防災知識の普及

県、町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

特に、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示(緊急)等の意味・内容の啓発活動等を住民等に対して行うものとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

さらに、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。

① 普及の内容

ア) 地震及び津波に関する一般的知識

イ)過去の主な被害事例

ウ)地震・津波災害対策の現状

エ)地震・津波被害想定調査結果

オ)平時の心得(日頃の準備)

- ・住宅の点検(住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等)
- ・屋内の整理点検(家具転倒防止等)
- ・火災の防止
- ・応急救護
- ・3日分の(推奨1週間)の食料(食物アレルギー対応食品等含む。)、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄
- ・寝所位置等の確認(斜面崩壊対策等)
- ・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認
- ・緊急連絡先の確認
- ・家族間等による安否の確認方法
- ・非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳(コピーでも可)等)の準備
- ・避難所生活のマナーとルール
- ・ペットを受入れ可能な避難所
- ・ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備

カ)地震発生時の心得

- ・緊急地震速報を覚知した時の対応行動
- ・場所別、状況別の心得
- ・出火防止及び初期消火
- ・避難の心得
- ・自動車運転者のとるべき措置

キ)建築物に関する各調査の周知

県及び町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

② 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用を努めるものとする。

ア)社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の活動、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合、各種研修会、講習会、幼年消防大会等の機会を活用する。

イ)広報媒体等による普及

- ・県広報媒体の利用
- ・パブリシティ活動の展開
- ・映画、ビデオ、スライドの利用
- ・広報車の巡回
- ・講演会、研修会等の開催

ウ)防災訓練における普及

講習会への開催等を通じて、地震・津波災害についての認識を強化し、一般住民の各種訓練(消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等)の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

(3)学校教育における防災知識の普及

第2章第6節防災知識普及計画及び訓練計画によるものとする。

(4)防災上重要な施設の管理者等の指導

町、県及び防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者に対し、出火防止、初期消火及び避難誘導等発災時に対処し得る体制の整備を推進するものとする。

- ① 避難誘導等防災体制の整備
- ② 地震・津波災害の特性及び過去の主な被害事例
- ③ 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- ④ 出火防止及び初期消火等の任務分担
- ⑤ 防災業務従事者の安全確保
- ⑥ 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟(内閣府「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」等参照)

(5)事業所の防災対策の促進

第2章第6節 防災知識普及計画及び訓練計画によるものとする。

(6)外国人に対する防災知識の普及

第2章第6節 防災知識普及計画及び訓練計画によるものとする。

(7)災害記録の保存と災害の教訓の伝承

第2章第6節 防災知識普及計画及び訓練計画によるものとする。

8 自主防災組織整備計画

第2章第2節 防災組織(自主防災組織)によるものとする。

9 防災訓練計画

第2章第6節 防災知識普及計画及び訓練計画 によるものとする。

10 防災業務施設整備計画

大規模地震・津波時の災害発生の未然防止及び被害の拡大を防止するための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備、推進に関する計画である。

(1)防災拠点施設

庁舎(出先機関含む)は、災害応急対策及び災害復旧対策など災害対策の重要な拠点となるため、大規模災害時においてもその機能を維持できるよう施設の非構造部材を含めた耐震化を図る。

また、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検するとともに、機能の維持・管理を実施し、必要に応じ施設や機能の充実強化を図るものとする。

なお、防災行政無線等通信手段の機能強化、井戸等による水の確保、非常用電源設備(自立分散型電源設備)の整備促進及び階上への設置等の浸水対策等の停電対策、電源車等による電源の確保を図るとともに、通信設備の基盤や部品、燃料の備蓄・調達体制並びに大規模地震時には各種システムの運用を確保するため、メーカー等の技術者を確保する仕組みを検討しておくものとする。

さらに、大規模な地震発生後も継続して機能を果たせるよう、情報システム等サーバ機器、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、定期的に確認を行うものとする。

なお、県及び町は、優先的にライフライン等を復旧する必要がある防災拠点について、あらかじめ地域防災計画等に定めるよう努めるものとする。

① 町庁舎

災害時に災害対策本部が設置される等の町内防災業務の拠点施設である町庁舎については、次のとおり整備を行うものとする。

ア)停電時に町庁舎の機能を維持できるよう、芦北町業務継続計画に基づき非常用電源を整備する。

イ)その他災害時に、町庁舎としての機能を十分に発揮できるよう本庁舎については、建築基準法及び消防法に基づく所要の改修を行う。

(2)通信設備

① 町の通信設備

町は、災害時に速やかに、確実な情報を住民に伝達するため、防災行政無線システムの適正な維持管理に努める。

11 災害備蓄物資・資機材整備計画

大規模地震災害発生に際し、罹災者の応急救助対策を迅速かつ的確に実施するため、救助物資等の備蓄を行う。

(1)食糧等の備蓄

第3章第12節 食糧供給計画 によるものとする。

(2)備蓄物資の点検及び整備

第3章第14節 生活必需品物資供給計画 によるものとする。

(3)食糧・生活必需品に関する供給方針

第3章第12節 食糧調達・供給計画 及び14節 生活必需品物資供給計画 によるものとする。

12 海岸対策計画

大規模地震発生後、近距離を震源とする地震では、津波予警報や避難指示等の情報伝達が間に合わないことが考えられる。このため、津波被害を防ぐには海岸施設の補強などハード面並びに住民避難対策の策定、危険箇所監視体制の整備、津波に備えたハザードマップの作成等が必要である。

(1)海面監視体制

① 海面監視体制の整備

町は、海岸付近で震度4以上の揺れを感じた場合、又は津波警報や津波注意報が発表された場合、直ちに海面監視を行えるようあらかじめ海面監視場所の設定、監視担当者の選任等海面監視者の安全を考慮した海面監視体制の整備に努める。

② 情報伝達体制の確立

町は、住民に対して津波に関する情報を伝達する手段として、全国瞬時警報システム(J-ARERT)の活用とともに、防災行政無線、サイレン、携帯電話への一斉メール(防災情報メールサービス、緊急速報メール等)、芦北町公式アプリ等複数の伝達手段を確保し、重層化を図るものとする。

情報伝達の際は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に配慮するものとする。

また、強い揺れを伴わないいわゆる「津波地震」や「遠地地震」に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。

なお、津波に対して迅速な退避行動がとれるよう住民に対して、避難経路及び避難場所の周知をしておくものとし、漁港内の漁船等に対しては、素早く港外に避難するよう漁業無線局から呼びかけるものとする。

13 火災予防計画

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、町、消防本部及び県は火災予防の徹底に努める。

(1)消防計画の整備

地震発生時の同時多発火災に備え、消防機関ではその実情に応じて災害応急活動体制がとれるよう消防計画及び消防力の整備を行うものとする。

また、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

(2)広域応援体制の整備

町、消防本部は、隣接市町、隣接消防本部等との消防相互応援協定に基づき、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

(3)緊急消防援助隊の充実強化

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について、適宜マニュアル化の見直しを行うなど、町、県、消防本部間で、応援を受ける場合を想定した計画の充実を図る。

さらに、町、県、消防本部は、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

(4)建築物等災害予防計画

地震・津波による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じるなど、建築物の地震・津波に対する安全性の向上を図る必要がある。

町は、熊本県公共施設整備ガイドラインに基づき、町有施設の耐震化や天井材等の非構造部の脱落防止

対策に取り組むものとする。

特に、町、県等の防災拠点施設や避難施設(学校含む)については、地震・津波発生後の円滑な救出・救助活動等に資するため、当施設の計画的、着実な耐震化に取り組むものとする。

14 給水確保計画

第3章第13節 給水計画 によるものとする。

15 避難収容計画

(1)緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定

① 緊急避難場所及び避難所

ア)緊急避難場所及び避難所(広域避難場所も含む)の整備計画

町は、大規模な地震・津波の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する大火から避難者の生命・身体を保護するために必要な規模・構造を有する緊急避難場所及び避難所の整備計画を検討するものとする。

イ)地震災害用の指定緊急避難場所及び指定避難所の選定

第2章第7節 避難収容計画(指定緊急避難場所及び指定避難所の指定)によるものとする。

ウ)津波発生時に使用可能な避難場所の選定

沿岸部では、津波発生時に避難場所として使用可能なできるだけ高い建築物や高台などの指定緊急避難場所の選定・整備に努める。

また、民間等の高い建築物についても、いざという時に確実に避難できるような体制構築に努めるものとする。

なお、選定・整備した指定緊急避難場所等については、津波ハザードマップの活用や誘導標識等の設置、津波避難訓練の実施などにより、住民に周知を図るものとする。

※各地区の指定緊急避難場所及び指定避難所は、第3章第9節 避難計画(指定緊急避難場所一覧表、指定避難所一覧表)のとおりである。

② 避難路

ア)地震・津波発生時に安全な避難路の選定

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の選定に併せて、地域の状況等に応じた避難路を選定するものとする。

なお、津波発生時には徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車で安全かつ確実に避難できる方策について検討するものとする。

③ 避難所の環境整備等

第2章第7節 避難収容計画(避難所の環境整備等)によるものとする。

(2)避難指示等の発令基準

第3章第9節 避難計画によるものとする。

① 地震発生時の避難指示等の発令基準

町は、大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼するなど住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認めるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行うものとする。

② 津波発生時の避難指示等の発令基準

町は、津波警報等が発表されたときは、迅速かつ正確に住民、海水浴客等に伝達するとともに、次の基準に従い避難指示等を発令する。

ア)津波注意報

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れるように呼びかける。

イ)大津波警報、津波警報

沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難するように呼びかける。

(3)避難誘導の事前措置

① 緊急避難場所等の周知徹底

ア)町は、大規模地震・津波発生時に的確な避難行動ができるように、平時から住民に対する周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底にあたって、防災マップ(ハザードマップ)の作成配布、誘導標識の設置等を行うものとする。

(4)避難所運営マニュアルの作成等

第3章第9節 避難計画(避難所運営マニュアルの作成等)によるものとする。

(5)避難所におけるボランティア等の受入れ

町、県は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から避難所におけるボランティア等の受入方法や役割を明確にしておくものとする。

(6)応急住宅建設予定場所の選定

第3章第15節 応急住宅及び住宅応急修理計画によるものとする。

(7)施設の災害予防対策の推進

第2章第7節 避難収容計画(施設の災害予防対策の推進)によるものとする。

16 避難行動要支援者等支援計画

第2章第8節 避難行動要支援者等支援計画によるものとする。

17 医療保健計画

大規模な地震・津波災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、被災地域内で十分な医療が提供されないおそれがある。このため、平時から、町、県及び医療関係機関等は、災害時の医療保健体制の充実を図る。

第3章第16節 医療及び助産計画 によるものとする。

18 災害ボランティア計画

大規模地震・津波発生時には、国内外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるので、町、県及び関係機関は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等の受入体制の整備に努める。

第3章第29節 災害ボランティア計画 によるものとする。

19 災害応急対策計画

(1)芦北町災害対策本部等の組織及び編成

本町の地域に大規模な地震・津波が発生し又は発生するおそれがある場合等には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、基本法第23条に基づき災害対策本部を設置し、組織及び編成は、「芦北町災

害対策本部条例」等の定めるところによる。

(2)設置基準

第3章第1節 組織計画 によるものとする。

(3)廃止基準

- ① 予想された災害の危険が解消したと認められるとき。
- ② 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

20 職員配置計画

地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における職員の配置体制、配置方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。

(1)組織体制の確立

- ① 地震・津波発生に伴う警戒配備は、第3章第2節 動員計画 によるものとする。
- ② 職員の緊急動員

ア)勤務時間外における動員配備

職員は、勤務時間外において、地震を感じたときは、テレビ、ラジオ等により本町の震度及び津波に関する情報を確認し、上記動員配備基準に基づいて、直ちに自主参集するものとする。

イ)自主参集では十分な職員の確保が難しいと予想されるため、災害対策本部要員を中心に職員グループチャットまたは、連絡網により呼出を行うものとする。

ウ)職員は、第3章第2節 動員計画 の定めるところにより配置につくものとする。

エ)職員は、震度5弱以上の地震を観測したときは、情報等の収集に積極的に務め、動員命令を待つことなく登庁し、対策部長の指示により配備体制につくものとする。

オ)各班の役割は、第3章第1節 組織計画(災害対策部の事務分掌) に定める役割とする。

③ 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、災害対策各部長は、本部会議の決定に基づき、所属部員を指揮して応急措置に万全を期するものとする。

④ 現地本部

地震・津波により被害が発生し、本部長が災害対策上、特に必要と認めるときは現地対策本部を設置するものとする。

⑤ 津波に対する措置

町内沿岸地域において、津波警報が発表された場合は、次の措置をとるものとする。

ア)対策部長の指示により地震発生後30分間は海面状態を監視し、対策本部と連絡を密にして万全の措置をとるものとする。

イ)ラジオ・テレビ等の予報を聴取する責任者を定め、対応にあたる。

(2)応援協力体制

大規模地震・津波による災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立し、災害対策に万全を期するものとする。

県、町の関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

また、近隣の団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣以外の団体との協定締結も考慮するものとする。

① 関係機関との相互連絡

国・県及び芦北町防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これらの機関と相互に協力して災害対策に万全を期するものとする。

② 自衛隊災害派遣要請

大規模地震・津波により緊急に人命救出等の必要があるときは、第3章第8節 自衛隊派遣要請計画の定めるところにより、自衛隊の派遣を要請するものとする。

なお、次の措置により自衛隊との連絡及び協力体制の確立に努めるものとする。

ア)有線通信が途絶した場合の通信方法について、あらかじめ関係機関と協議し、無線通信による自衛隊との通信体制の確立を図っておくものとする。

イ)派遣部隊の長と随時活動内容等について協議し、協力体制の確立を図るものとする。

③ 応援・受援体制の整備

県、町、防災関係機関は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

(3) 応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県、又は他の市町村に対し応援を要請する。

なお、これらの応援においても十分な対応がとれないと判断したときは、知事に緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(4) 通信連絡対策

災害発生時における通信連絡は、第3章第4節 通信施設利用計画 によるものとする。

(5) 災害状況の把握及び広報

① 災害状況の緊急把握

災害状況の収集は、第3章第5節 情報収集及び被害報告取扱計画 の定めによるものとするが、特に次の措置を講じ、災害状況の把握に努めるものとする。

ア) 航空機の派遣要請

大規模地震・津波により緊急に災害状況の把握を必要とするときは、県を通じて自衛隊に対し、航空機の派遣を要請するものとする。

イ) 調査班による調査の実施

大規模地震・津波による災害が発生したときは、直ちに調査班を編成派遣し、目視又はドローン等により被害状況の調査把握を行うものとする。

② 町民に対する広報

大規模地震・津波時における災害情報の町民に対する広報は、第3章第6節 広報計画 の定めによるものとするが、必要に応じ広報車等により災害情報、災害応急対策及び再地震時の心得等を住民に周知し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

(6)避難対策

大規模地震・津波が発生したときの避難対策は第3章第9節 避難計画 の定めによるものとするが、関係機関は、特に次の措置を講じ、震災時における住民の避難が円滑・適切に行われるよう努めるものとする。第3章第9節 避難計画 の定めによるものとする。

① 避難の指示

避難の指示の実施責任者は、大規模地震・津波が発生した場合、避難の時機を失しないよう速やかに避難の指示を行うものとする。

② 避難指示の伝達

避難の指示の実施責任者は、指示を発したときは、時機を失することなく、防災行政無線、携帯電話メールサービス、芦北町公式アプリ、サイレンおよび警鐘、広報車等を用い、又は併用して迅速に地域住民に対し周知を図るものとする。

③ 避難者の収容

既存の収容施設が被害を受けた場合、被害者が多数のため既存の収容施設に収容できない場合、又は近くに安全な施設がない場合は、野外収容施設を設営するものとする。

④ 避難の指示の解除

原則として、大規模地震・津波注意報及び警報の解除通知を受けた場合とする。

ただし、津波が来襲した場合は、漂流物等の影響により危険な状態が継続するおそれがあるため、注意報及び警報解除後沿岸部を巡回し、危険な状態を脱したと町長が判断した場合とする。

(7)消火対策

大規模地震における消火対策は、特に次の措置を講じ、その対策に万全を期するものとする。

① 地震直後直ちに、あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るものとする。

② 大火が予想されるときは、直ちに大火防御の措置を講じ、必要に応じ隣接市町の消防機関に対し応援要請を行うものとする。

③ 被災地域に危険物等が存在し、特殊火災発生の恐れがある場合は、直ちに特殊火災防止及び地域住民の避難等安全確保の措置を講ずるとともに、必要に応じ関係機関に対し消火に必要な専門技術者の派遣を要請するものとする。

(8)救出対策

大規模地震・津波における被災者の救出は、第3章第10節 救助、救出計画 の定めによるものとするが、関係機関は、特に次の措置を講じ、被災者の救出に努めるものとする。

① 自主防災組織等による救出

自主防災組織及び住民は積極的に消防職員及び消防団員並びに警察官に協力し、被災者の救出に努めるものとする。

② 消防職員、消防団員及び警察官による救出

消防職員、消防団員及び警察官は、相互に連絡協力し、被災者の救出に努めるものとする。

③ 町職員による救出

町長は、必要に応じ職員による救出班を編成し、救出活動にあたらせるものとする。

④ 自衛隊員による救出

町長は、必要と認めるときは、自衛隊の災害派遣を要請し、被災者の救出に万全を期するものとする。第3章第8節 自衛隊派遣要請計画 によるものとする。

⑤ 応急教育の実施場所

第3章第24節 文教対策計画 によるものとする。

(9) 緊急避難道路等の確保

大規模地震・津波による災害が発生したとき、又は災害発生の恐れがあるときは、直ちに道路等の状況を調査し、通行不可能の場合は、道路管理者への連絡を行い、避難道路及び援助物資輸送路の確保に努めるものとする。

なお、陸上交通が途絶した場合は、海上交通の確保に努めるものとする。

(10) 被災建築物応急危険度判定

大規模地震、津波により建築物が被災した場合、被災建築物の安全性を確保する第一義的責任を有するのはその建築物の所有者であるが、災害によって多くの建築物が被害を受けた場合、被災建築物の所有者若しくは居住者が被災建築物の安全性を判定することは容易ではない。その結果、余震や同規模地震の連続発生等で倒壊する可能性の高い建築物が、放置されたりあるいは継続的に使用され続けることは、多くの町民が二次災害の危険にさらされるということになる。こうした二次災害の危険を回避するため、被災後の緊急対策として、被災建築物応急危険度判定士(以下「判定士」という。判定士とは、災害により被害を受けた建築物による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定(以下「危険度判定」という。)を行う者として知事等の認定を受けた者をいう。)の協力を得て、被災建築物の危険度判定を行う。

① 危険度判定

災害対策本部長は、災害対策本部が設置される規模の地震発生後、被害状況の現状把握を行い、必要に応じて危険度判定実施本部(以下「実施本部」という。)を立ち上げ、「熊本県被災建築物応急危険度判定要項」に基づき、危険度判定を実施する。

ア) 危険度判定の実施の決定

災害対策本部長は、危険度判定の実施を決定したとき熊本県災害対策本部長に対し連絡するとともに、必要に応じて判定士や判定資機材等の支援要請を行う。

イ) 危険度判定実施本部の設置

建設対策部内に実施本部を設置する。実施本部長は建設課長とする。

ウ) 危険度判定実施計画の作成

実施本部長は、建築物の被害状況、被災地の状況等に基づき、危険度判定実施計画(以下「判定実施

計画」という。)を作成し、災害対策本部を通じて町民へ周知する。

周知を行う際、この判定は、人命の安全を確保するため緊急に建築物の危険度を判定する作業であり、罹災証明のためではないことを正確に伝えることに留意する。

エ)危険度判定の対象物

危険度判定の対象物は主に民間の建築物とし、被災建築物の被害状況や用途及び構造・規模等により危険度判定実施の優先順位を決定する。

オ)危険度判定の期間

危険度判定は災害発生後速やかに実施し、早期の完了に努める。

カ)危険度判定の方法

危険度判定は主として外観目視により、建築物及び建築物の部分沈下、傾斜、破壊の程度等を調査する。

キ)危険度判定の実施

危険度判定は、判定士業務マニュアルに基づき、危険(赤)、要注意(黄)、調査済(緑)の所定のステッカーを建築物の出入口などの認識しやすい場所に貼付することにより行う。

② 危険度判定資機材の備蓄

災害対策本部長は、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

(11)被災宅地危険度判定

大地震によって民間の宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合であっても、余震による二次災害の軽減と防止、あるいは住民の安全を確保することを目的として、被災宅地危険度判定士(以下、「宅地判定士」という。)宅地判定士とは、被災宅地危険度判定連絡協議会又は都道府県知事が実施する養成講習会を受講し、認定登録を受けた土木、建築等の技術者をいい、宅地判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定(以下、「宅地危険度判定」という。)を実施する。

① 宅地危険度判定

災害対策本部長は、災害対策本部が設置される規模の地震災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害程度の現状把握を行い、必要に応じて被災宅地危険度判定連絡協議会策定の「被災宅地危険度判定実施マニュアル」(以下、「実施マニュアル」という。)に基づき、宅地危険度判定を実施する。

ア)宅地危険度判定の実施の決定

災害対策本部長は、宅地危険度判定の実施を決定したとき熊本県災害対策本部長に対し連絡するとともに、必要に応じて宅地判定士や判定資機材等の支援要請を行う。

イ)宅地危険度判定実施本部の設置

建設対策部内に被災宅地危険度判定実施本部(以下「宅地判定実施本部」という。)を設置する。宅地判定実施本部長は建設課長とする。

ウ)宅地危険度判定実施計画の作成

宅地判定実施本部長は、宅地被害状況、被災地の状況等に基づき、宅地危険度判定実施計画を作成し、災害対策本部を通じて町民へ周知する。

エ)宅地危険度判定の対象物

擁壁、宅盤、切土、盛土、のり面及び自然斜面、その他

オ)宅地危険度判定の期間

発生後、速やかに実施し、早期の完了に努める。

カ)宅地危険度判定の方法

宅地危険度判定は主として、目視及び簡便な計測により行う。

キ)宅地危険度判定の実施

宅地危険度判定は、実施マニュアルに基づき、大(危険宅地)、中(要注意宅地)、小(調査済み宅地)で行う。

ク)宅地危険度判定結果の周知、協力依頼

災害対策本部長は、判定の結果を現地に表示するとともに、報道機関等を通じて町民に周知する。また、判定を受けた宅地の所有者等に対し、必要に応じて適切な措置を講ずるよう協力要請あるいは宅地造成等規制法に基づく勧告等の法手続きを行う。特に緊急を要する場合は、避難指示、応急措置等を行う。

② 宅地危険度判定資機材の備蓄

災害対策本部長は、実施マニュアルに基づき、宅地危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

21 防災関係機関等における業務継続計画

第2章第9節防災関係機関等における業務継続計画によるものとする。

22 受援計画

第2章第10節受援計画によるものとする。

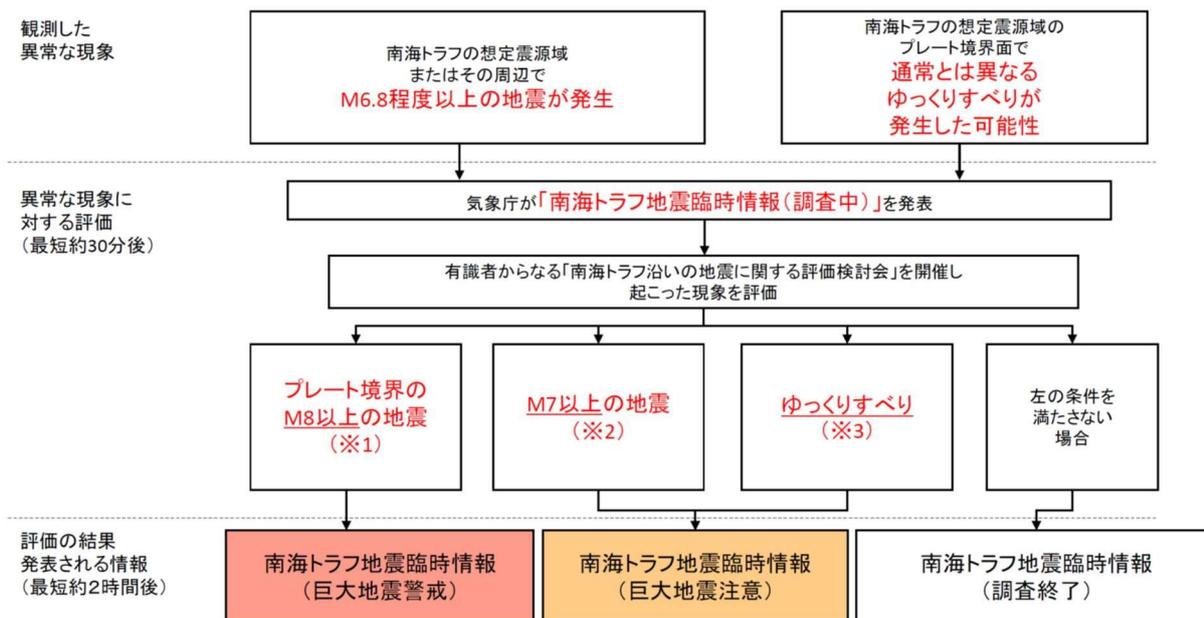
23 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度(令和7年1月1日)とされている。大規模な地震が発生すれば、本町においては、最大で震度5強の揺れとなる恐れがあり、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていないが、南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、以下のとおり定める。

(1)南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。

また、調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。なお、「南海トラフ地震臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えらえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

(2) 南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報

町は、防災関係機関、消防団、自主防災組織等と協力して、職員、住民等に対して防災訓練等を通じて南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の体制

町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次の表のとおり、警戒配備体制をとる。

設置基準(南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード)	町の体制
①調査中	第一次警戒配備
②巨大地震注意	※状況に応じて、体制の強化を行う。
③巨大地震警戒	第二次警戒配備 ※状況に応じて、体制の強化を行い、災害対策本部を設置する。

(4) 災害応急対策計画等

災害応急対策計画、職員配置計画等、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応については、第30節 地震・津波災害対策計画の規定全般を準用する。